

別表3 非住宅に係る判定料金

【判定料金】 ※確認申請をEMIに申請する場合の料金表

・モデル建物法（小規模版を含む。）

延べ面積(㎡)	用途種別(別表4による)料金(円・税込)		
	A種	B種	C種
300㎡未満	54,000 円	40,000 円	85,000 円
300㎡～500㎡未満	60,000 円	45,000 円	108,000 円
500㎡～1,000㎡未満	72,000 円	58,000 円	135,000 円
1,000㎡～2,000㎡未満	90,000 円	72,000 円	180,000 円
2,000㎡～3,000㎡未満	108,000 円	90,000 円	207,000 円
3,000㎡～4,000㎡未満	135,000 円	108,000 円	234,000 円
4,000㎡～5,000㎡未満	162,000 円	126,000 円	270,000 円
5,000㎡～10,000㎡未満	198,000 円	153,000 円	315,000 円
10,000㎡～20,000㎡未満	234,000 円	180,000 円	360,000 円
20,000㎡～50,000㎡未満	288,000 円	216,000 円	450,000 円
50,000㎡～100,000㎡未満	351,000 円	270,000 円	585,000 円
100,000㎡～200,000㎡未満	432,000 円	342,000 円	810,000 円
200,000㎡～	540,000 円	432,000 円	1,000,000 円

※確認申請を他機関に申請する場合の料金は表の料金に1.2を乗じた額とする。

・標準入力法(主要室入力法を含む) ※確認申請をEMIに申請する場合の料金表

延べ面積(㎡)	用途種別(別表4による)料金(円・税込)		
	A種	B種	C種
300㎡未満	140,000 円	100,000 円	190,000 円
300㎡～500㎡未満	154,000 円	115,000 円	210,000 円
500㎡～1,000㎡未満	175,000 円	144,000 円	263,000 円
1,000㎡～2,000㎡未満	205,000 円	165,000 円	315,000 円
2,000㎡～3,000㎡未満	247,000 円	185,000 円	367,000 円
3,000㎡～4,000㎡未満	272,000 円	204,000 円	420,000 円
4,000㎡～5,000㎡未満	299,000 円	245,000 円	473,000 円
5,000㎡～10,000㎡未満	410,000 円	307,000 円	604,000 円
10,000㎡～20,000㎡未満	490,000 円	358,000 円	630,000 円
20,000㎡～50,000㎡未満	588,000 円	409,000 円	735,000 円
50,000㎡～100,000㎡未満	710,000 円	512,000 円	893,000 円
100,000㎡～200,000㎡未満	850,000 円	665,000 円	1,155,000 円
200,000㎡～	1,140,000 円	818,000 円	1,523,000 円

※確認申請を他機関に申請する場合の料金は表の料金に1.2を乗じた額とする。

【別表3 注意事項】

- ※ 1. A種、B種、C種の用途種別については別表4による。
- ※ 2. 一の棟に用途種別が複数ある場合、用途種別ごとの当該面積で料金を算出し、その最も大きな料金となる(同じ料金の場合は、高い料金種別)用途種別を適用して建物全体の延べ面積で料金を算定する。
- ※ 3. 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律30,000円(税込)とする。
- ※ 4. 住宅と非住宅の複合建築物の判定料は、非住宅部分を別表3で、住宅部分を別表4で、それぞれ算定した額の合算額とする。ただし、兼用住宅については全体の面積により別表3で算定した額とする。(非住宅部分の計算を小規模モデル建物法による場合に限る。)
- ※ 5. 計画変更の料金は当初適用された料金の10分の6の額とする。
ただし、次の場合は 別表3 の料金とする。
 - ・モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更等、計算方法を変更して申請する場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
 - ・※3が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となる場合なお、住宅と非住宅の複合建築物の計画変更で、変更に係る部分が住宅のみの場合は、非住宅部分の判定料金は要さない
- ※ 6. 軽微変更該当証明書の申請(軽微変更ルートC)は、当初料金の10分の5の額とする。
ただし、次の場合は別表3の料金とする。
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合なお、住宅と非住宅の複合建築物の軽微変更で、変更に係る部分が住宅のみの場合は、非住宅部分の判定料金は要さない。
- ※ 7. 上表に定める評価方法以外の方法による場合は別途見積もりとする。
- ※ 8. EMIが適合判定通知書の交付を行った建築物の関係者より再交付の申請があった場合の再交付の料金は、一通につき5,000円(税込み)とする。この場合、EMIは当該申請者が当該建築物の関係者であることについて書面をもって確認する。

別表4 用途種別

確認申請書第四面に記載する用途コードにより以下の種別とする。

種別	用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途
A種	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携認定こども園
	08180	保育所その他これに類するもの
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く）
	08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
	08452	食堂又は喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業所の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く）で作業所の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
	08470	事務所
	08570	料理店
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	
B種	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08410	自動車教習所
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの

C種	08140	図書館その他これらに類するもの
	08150	博物館その他これらに類するもの
	08152	美術館その他これらに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る）
	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る）
	08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08260	病院
	08370	ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、又はバッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	08400	ホテル又は旅館
	8480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場
	08550	公会堂又は集会場
	08560	展示場
	08590	ダンスホール
	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
要相談	08990	その他

別表5 住宅に係る判定料金

建築種別	審査条件		料金		
一戸建ての住宅	単独申請	確認申請先がEMIの場合で、かつ外皮計算を仕様基準等による場合	33,000		
		上記以外	44,000		
	併願申請 (F35省エネ基準等)		13,000		
共同住宅等	単独申請	確認申請先がEMIの場合でかつ、右記のいずれかに該当する場合	外皮計算を仕様基準等による場合	算定式：基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金	
				・基本料金	88,000
			・戸あたり料金	2,000	
			戸数が6戸以下の場合	・共用部料金	300㎡以下
		300～1000㎡以下			88,000
		1000～5000㎡以下			176,000
		5000㎡超			264,000
		上記以外	算定式：基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金		
	・基本料金		110,000		
	・戸あたり料金		2,000		
	・共用部料金		300㎡以下	44,000	
		300～1000㎡以下	88,000		
1000～5000㎡以下		176,000			
5000㎡超		264,000			
併願申請 (F35省エネ基準等)	算定式：基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金				
	・基本料金	22,000			
	・戸あたり料金	1,650			
	・共用部料金	単独申請と同一料金			

別表5 注意事項

- ※1. 住宅と非住宅の複合建築物の判定料は、非住宅部分を別表3で、住宅部分を別表5で、それぞれ算定した額の合算額とする。ただし、兼用住宅については全体の面積により別表3（非住宅の表）で算定した額とする。（非住宅部分の計算を小規模モデル建築物法による場合に限る。）
- ※2. 共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等の料金は一戸建ての住宅の料金の2を乗じた額とする。
- ※3. 共同住宅等の建築物全体について、共用部の審査を行う必要が無い場合（長屋、共用部省略等）は、共用部料金をゼロとして計算した額とする。
- ※4. 仕様基準等とは、仕様基準及び誘導仕様基準をいう。
- ※5. 併願申請とは、次の申請をEMIに同一時期に申請するものをいう。（審査結果を省エネ適判の審査に利用できる場合に限る。）
・フラット35S
- ※6. 計画変更の料金は当初適用された料金の10分の6の額とする。
ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は別表5の料金とする。
なお、住宅と非住宅の複合建築物の計画変更で、変更に係る部分が非住宅のみの場合は、住宅部分の判定料金は要さない。
- ※7. 軽微変更該当証明申請の証明料金は当初料金の10分の5の額とする。
ただし、直前の判定を他の機関から受けている場合は別表5の料金とする。
なお、住宅と非住宅の複合建築物の軽微変更で、変更に係る部分が非住宅のみの場合は、住宅部分の判定料金は要さない。
- ※8. EMIが適合判定通知書の交付を行った建築物の関係者より再交付の申請があった場合の再交付の料金は、一通につき5000円（税込み）とする。
この場合、EMIは当該申請者が当該建築物の関係者であることについて書面をもって確認する。